

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：佐野市水道事業

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和14年6月6日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	佐野市	職員数（H23. 4. 1現在）	33人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	74円（平成20年度）	財政力指数	0.781（平成21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	88.1（平成20年度）	実質公債費比率（%）	10.1（平成21年度）
		将来負担比率（%）	79.4（平成20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
【合併期日：平成17年2月28日 合併前市町村：佐野市、田沼町、葛生町】 ・上水道事業は、合併に伴い佐野市水道事業に統合した。なお、簡易水道事業（旧田沼町分7事業、旧葛生町分2事業）については平成28年度に佐野市水道事業に統合予定である。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	佐野市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成27年度
計画策定責任者	佐野市長 岡部正英
既存計画との関係	佐野市行政改革集中改革プラン（H18-H21）、第2次佐野市行政改革大綱（H22-H25）
公表の方法等	「佐野市HP」にて公表
基本方針	社会経済情勢の高度成長期から安定期への変化や、人口減少時代を迎えつつある中、今後の水道水の需要は減少していくと予想される。地方公営企業の特長である公共性と経済性の両面の観点から、収入の確保に努めるとともに、事務事業の整理合理化及び民間委託等による経費節減を図り、自主性及び経営基盤の安定化を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	366,470.5			366,470.5
	補償金免除額	56,697.2			56,697.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	70,416.4	(42,989.5)		113,405.8

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)  
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	343,209			343,209
	簡易水道事業	23,262			23,262
合 計 (A)		366,471			366,471
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		366,471			366,471

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業	70,416.4	42,989.5		113,405.8
合 計 (A)		70,416.4	42,989.5		113,405.8
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		70,416.4	42,989.5		113,405.8

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○平成17年2月28日に、旧佐野市・旧田沼町・旧葛生町の1市2町が合併して、新佐野市が誕生した。</p> <p>合併に伴い、旧田沼・葛生町上水道事業は、旧佐野市の上水道事業へ統合した。</p> <p>そのほか簡易水道事業は、現在、9箇所（9簡水）あり、平成28年度までには上水道へ統合する予定。</p> <p>9箇所すべての簡易水道事業は、地方公営企業法でを全部適用しており、会計処理は、上水簡水で一つの経理処理を行っている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 民間委託の推進</p> <p>経営の健全化として、事務事業のコスト削減及びサービスの向上に努めている。すでに、近隣都市の多くは、包括的な民間委託を実施しており、本市も実施していく。</p>
	<p>課 題 ② 定員管理の適正合理化（佐野市水道事業定員適正化計画）</p> <p>合併後の平成18年度には職員数が42人であったが、19年度において料金徴収業務の外部委託を導入し、7人削減した。その後、23年4月1日現在では更に2人削減した。</p> <p>今後は、浄水場等の運転管理業務の第三者委託を平成25年度に向け、更に職員数を3人削減し適正化に努める。</p>
	<p>課 題 ③ 物件費の適正化</p> <p>合併時に、事務事業の廃止・縮小や類似事務事業の整理・統合が十分実施されなかった。このことを解消するために行政評価を活用し、事務事業の見直しを図り、支出の抑制に努める。</p>
	<p>課 題 ④ 公債負担の健全化</p> <p>今後の設備投資に関連するが、世代間の負担の公平化と企業債残高の減少に努める。</p>
	<p>課 題 ⑤ コスト等に見合った適正料金水準への引上げ</p> <p>合併後、1上水道事業と9つの簡易水道事業を経営する事になりました。9か所の簡水は、山間地域であり多大なコストを要しています。平成21年度水道料金と給水原価の差13.3円の赤字供給を、適正料金水準へ引上げるべく、平成23年6月分より料金改定を行いました（改定率13.83%）。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入										
	1. 企 業 債 償 還 金	955	1,411	522	484	396	435	753	345	410	242
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金	90	102	95	94	83	82	68	62	62	62
	4. 他 会 計 負 担 金	33	18	17	14	11	5	3	3	3	2
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	155	78	53	128	102	125	21	33	77	29
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	18	37	50	36	21	22	12	12	11	11
	9. そ の 他										
	計 (A)	1,251	1,646	737	756	613	669	857	455	563	346
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	1,251	1,646	737	756	613	669	857	455	563	346
	1. 建 設 改 良 費	1,566	1,042	1,039	1,056	958	1,239	1,184	993	895	644
	うち 職 員 給 与 費	43	50	49	46	51	47	43	36	36	36
	2. 企 業 債 償 還 金	663	1,824	1,138	677	606	618	994	533	516	534
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
計 (D)	2,229	2,866	2,177	1,733	1,564	1,857	2,178	1,526	1,411	1,178	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	978	1,220	1,440	977	951	1,188	1,321	1,071	848	832	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	916	1,007	1,070	939	916	1,141	1,281	1,031	806	790	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		174	331								
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	62	39	39	38	35	47	40	40	42	42	
計 (F)	978	1,220	1,440	977	951	1,188	1,321	1,071	848	832	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	11,719	11,305	10,689	10,496	10,286	10,103	9,862	9,674	9,568	9,276	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	61	61	49	41	37	36	31	29	28	27
	うち 基 準 内 繰 入 金	25	28	23	21	22	21	21	21	21	21
	うち 基 準 外 繰 入 金	36	33	26	20	15	15	10	8	7	6
資 本 的 収 支 分		123	120	112	108	94	87	71	65	65	64
	うち 基 準 内 繰 入 金	70	59	60	52	49	47	45	43	42	44
	うち 基 準 外 繰 入 金	53	61	52	56	45	40	26	22	23	20
合 計		184	181	161	149	131	123	102	94	93	91

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率 (%)	87.0	90.0	90.1	90.9	92.6	96.3	96.2	95.8	97.7	97.2
資本費 (円又は%)	78.2	78.8	74.1	74.1	75.7	77.0	78.5	78.8	79.4	80.2
総収支比率(法適用) (%)	98.7	100.2	96.7	95.8	97.9	101.6	101.3	100.8	102.5	101.9
経常収支比率(法適用) (%)	98.7	100.2	97.0	96.3	98.1	102.0	101.5	101.0	102.7	102.2
営業収支比率(法適用) (%)	119.2	121.7	111.2	109.5	111.7	115.2	114.1	112.9	114.2	113.2
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	1.4	-	3.5	4.5	2.2	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.9	3.0	2.5	2.2	1.9	1.7	1.5	1.4	1.2
	うち基準内繰入金 (%)	1.2	1.4	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
	うち基準外繰入金 (%)	1.7	1.6	1.3	1.1	0.8	0.7	0.5	0.4	0.2
	資本的収入分 (%)	9.8	7.3	15.2	14.3	15.3	13.9	16.9	14.3	11.9
	うち基準内繰入金 (%)	5.6	3.6	8.1	6.9	8.0	7.5	10.7	9.5	7.4
	うち基準外繰入金 (%)	4.2	3.7	7.1	7.4	7.3	6.4	6.2	4.8	4.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																																			
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>安全な水を安定的に供給することを目的に、水道施設更新を着実に実施するため、更新財源を確保する。料金算定期間(H18～20年度)が、すでに経過しており、赤字計上額を解消し、健全経営を図るため。</p> <p>今後の水道料金の収入見込みは、少子高齢化に伴い、給水人口の減少が見込まれ、これにより水道料金が減少すると思われる。</p> <p>平成23年4月以降に欠損金が見込まれるため、平成23年度に水道料金を改定(改定率13.83%、11円/m<sup>3</sup>値上げ)を実施する。料金算定期間は、H23から25年度の3年間。</p> <p>参考: 料金改定未実施での平成23～25年度における不足額見込 (単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>2,033</td> <td>2,091</td> <td>2,102</td> <td>6,226</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>1,857</td> <td>2,178</td> <td>1,526</td> <td>5,561</td> </tr> <tr> <td>所要見込額</td> <td>3,890</td> <td>4,269</td> <td>3,628</td> <td>11,787</td> </tr> <tr> <td>改定前での収入見込額</td> <td>2,561</td> <td>2,758</td> <td>2,367</td> <td>7,686</td> </tr> <tr> <td>資本的収支補填額</td> <td>1,188</td> <td>1,321</td> <td>1,071</td> <td>3,580</td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>141</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>521</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字供給の解消を図るため、平成26年度に水道料金の改定(改定率3%)を予定。料金算定期間は、H26から28年度の3年間。</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計	収益的支出	2,033	2,091	2,102	6,226	資本的支出	1,857	2,178	1,526	5,561	所要見込額	3,890	4,269	3,628	11,787	改定前での収入見込額	2,561	2,758	2,367	7,686	資本的収支補填額	1,188	1,321	1,071	3,580	不足額	141	190	190	521
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計																																
収益的支出	2,033	2,091	2,102	6,226																																
資本的支出	1,857	2,178	1,526	5,561																																
所要見込額	3,890	4,269	3,628	11,787																																
改定前での収入見込額	2,561	2,758	2,367	7,686																																
資本的収支補填額	1,188	1,321	1,071	3,580																																
不足額	141	190	190	521																																
2 他会計繰入金の見込み	<p>繰入金については、今後繰入金額が減少する見込みです。 理由は、一般会計の繰出し期間が終了に近づいているためです。</p>																																			
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、H22年7月水道料金審議会へ、次の投資計画を説明し了解を得ています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気・機械の更新……約5億9千万円(H23～25年度)</li> <li>2. 中央監視装置整備……5億5千万円(H23～24年度) (統合整備事業)</li> </ol>																																			
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>水道料金審議会を平成22年7月から9月に開催し、その際、財政計画及び事業計画を提出し了解を得ました。</p>																																			

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>定員適正化計画の着実な実行に向け、計画的な職員数の削減に取り組む。 平成22年4月から23年4月現在、職員が 2名削減。 また、浄水場の運転管理業務については、アウトソーシングを進め、平成25年度に向け、さらに 3名とする。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>国に準拠している一般会計の給与制度に準拠し、制度の運用や給与水準の適正化を行う。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>国に準拠している一般会計の給与制度に準拠し、制度の運用や給与水準の適正化を行う。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>平成18年度に、廃止した。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>地方公務員法第42条の規定に基づく、「佐野市職員厚生会」を組織して職員厚生事業を実施しているが、経費負担の在り方、給付水準等について、市民の理解が得られるよう、点検・見直しを行なう。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>行政評価システムを活用した施策別枠配分方式により予算編成を行い、今後も維持管理費等の抑制に努めていく。 また、施設の見直しを行い、縮小や統廃合について検討する。 (水道施設遠方監視装置設置工事を平成23から24年度に実施し、各営業所で個別に行われている水道施設の監視を水道局で一括して行うことにより、維持管理費の効率化を図る。)</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>民間委託の推進としまして、「包括的民間委託」を導入する予定であります。 この導入により、コスト・人員の削減を図り、サービスの向上を図りたい。 平成25年度に浄水場等の運転管理を第三者委託へ移行する予定。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成17年2月に新佐野市が合併により誕生し、18年6月から水道料金の統一がなされました。(平均改定率 5.22%) 平成18年度では、料金回収率(供給単価/給水原価)が86%です。今後の料金改定時において、改善を図りたい。 平成23～26年度までの3年間の資金不足額の解消を図るべく、水道料金の改定を平成23年6月分から実施しました。 (平均改定率13.83%の上昇) このことにより、料金水準は、料金回収率が96%に大幅に引き上げられます。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		施策の実効を図るため、毎年5月1日及び11月1日に財政状況について、市広報誌・ホームページで情報を公開、公表。
○ 行政評価の導入		平成18年度から事務事業評価を実施し、事務事業の改善及び予算決算に反映して対応している。 このことについて事務事業を市のHPに公表し、広く市民への説明責任を果たしていく。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>○定員管理 定員適正化計画の着実な実行に向け、計画的な職員数の削減に取り組む。 平成22年4月から23年4月現在、職員が△2名削減。 また、浄水場の運転管理業務については、アウトソーシングを進め、平成25年度に向け、さらに△3名とする。</p> <p>○維持管理費等の削減 前年度予算対比5%の削減を実施する。 具体的には、 ・消耗品費 前年比△5%の実施 ・固定費は、さらに節減に努め、経年分析により積算 ・変動費は、業務量の増加に伴うもの以外は、21年度の実績を踏まえて積算 ・外部委託を引続き実施し、コスト削減・効率性の向上に努める。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成20年度から22年度は大幅な赤字計上であった。これは、供給単価と給水原価の差が1㎡あたり16円の赤字供給であった。平成23年度の6月から料金改定し、この差を5円に圧縮し、近隣の水道料金の水準に合わせた。コストに見合った適正な料金水準への引き上げにより、収入の確保を図り欠損金を解消する。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>一般会計からの繰出し基準以外の補助金については、削減に努める。 平成20年7月から市民や団体代表による「佐野市補助金等交付検討委員会」は、所管課の個別ヒアリングを実施した。 ヒアリングでは、事業の公益性、効率性、対象の明確化、補助率・補助額の適正化、終期設定など補助金・交付金の全面見直しを行なった。 平成21年12月11日に「補助金等の見直しに関する提言書」が、市長に提出された。 (この提言を最大限に尊重し、速やかに補助金の見直しに着手すること) 水道事業の補助金(市財政課が所管課である)は、委員会の評価結果、継続1件、終期設定2件の判断をいただいた。 この結果を受け、終期設定(H29年度)や継続について、補助金の見直しを図る。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(当初計画前年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)		(延長計画第5年度)
企業債現在高	累積欠損金比率	当初計画の目標値		6.4	1.6	2.0									
		(実績値)	1.4	—	3.5	4.5	2.2								
		延長計画の目標値													
		(実績値)	11.719	11.305	10.798	10.496	10.415	10.282							
企業債現在高	企業債現在高	当初計画の目標値													
		(実績値)	11.719	11.305	10.798	10.496	10.415	10.282							
		延長計画の目標値													
		(実績値)	11.719	11.305	10.798	10.496	10.415	10.282							
										9,862	9,674	9,568	9,276		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
	料金改定率	改善効果額 (料金の適正化)	-5%					3%								
		改善効果額						60	60	120						
	未収金の徴収対策	改善効果額														
		改善効果額														
	一般会計負担金の額	改善効果額 (負担金の確保等)														
		改善効果額														
	資産の有効活用	改善効果額 (収入増額)														
		改善効果額														
	その他 ( )	改善効果額														
		改善効果額														
	【経費の削減】															
	職員給与費の適正化	職員給与費 (退職手当以外)		346	291	291	291	291	291							
		改善効果額			55	55	55	55	55							
		給与水準		198	176	176	176	176	176							
改善効果額				22	22	22	22	22								
その他 ( )	改善効果額		148	115	115	115	115	115								
	改善効果額			33	33	33	33	33								
維持管理費等																
改善効果額 (適正化)																
工事コスト																
改善効果額 (縮減額)																
その他 ( )																
改善効果額																
										当初計画改善効果額 合計		395				
										(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)		213				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
	2	料金改定率							13.83%				3.00%			
		改善効果額 (料金の適正化)							118		170	183	243	243	957	
	未収金の徴収対策	改善効果額														
		改善効果額														
	一般会計負担金の額	改善効果額 (負担金の確保等)														
		改善効果額														
	資産の有効活用	改善効果額 (収入増額)														
		改善効果額														
	その他 ( )	改善効果額														
		改善効果額														
	【経費の削減】															
	1	職員給与費の適正化														
		職員給与費 (退職手当以外)							280	279	266	242	242	242	242	
		改善効果額							12	12	25	49	49	49	184	
給与水準								176	176	176	176	176	176	176		
その他 ( )	改善効果額							0	0	0	0	0	0	0		
	改善効果額							103	90	66	66	66	66	66		
維持管理費等								12	12	25	49	49	49	184		
改善効果額 (適正化)																
工事コスト																
改善効果額 (縮減額)																
その他 ( )																
改善効果額																
										延長計画改善効果額 合計 A		1,141				
										延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B		0				
										普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C		0				
										A+B+C		1,141				
										<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)		57				

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	125	124	124	123	123	122	122	121	121	120
年間総有収水量 (千㎡)	15,148	15,138	14,898	14,623	14,727	14,800	14,900	15,000	15,000	15,000
公称施設能力 (㎡/日)	93,343	69,458	69,458	69,458	69,458	69,458	69,458	69,458	69,458	69,458
1日最大配水量 (㎡/日)	56,777	56,902	55,659	54,503	58,500	56,500	56,500	56,500	56,500	56,500
最大稼働率 (%)	60.8	81.9	80.1	78.5	80.2	79.7	80.0	81.0	82.0	83.0
供給単価 (円/㎡)	121.3	120.0	119.8	119.2	119.4	130.6	133.2	133.2	137.2	137.2
給水原価 (円/㎡)	141.1	135.2	134.5	132.5	132.0	135.6	138.5	139.1	140.5	141.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

現在、9箇所の簡易水道事業を実施しています。  
簡易水道統合計画書を、平成19年11月に提出し、この統合期限であります平成28年度末に、上水道事業へ簡易水道事業を統合する予定であります。